

(写)

発委第2号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市  
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
ため必要があるからである。



\_\_\_\_\_が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号)第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) (略)

(議員報酬)

第3条 \_\_\_\_\_議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 (略)

(議員報酬の減額)

第6条 議員が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

\_\_\_\_\_が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる委員会条例

\_\_\_\_\_第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) (略)

(議員報酬)

第3条 議員等の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 (略)

(議員報酬の減額)

第6条 議員等が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の165を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員等が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の170を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規

定の適用を受けている議員の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1)及び(2) (略)

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間(以下「処分期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2及び3 (略)

(期末手当の一時差止処分)

第12条 (略)

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

定の適用を受けている議員等の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員等が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1)及び(2) (略)

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間(以下「処分期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2及び3 (略)

(期末手当の一時差止処分)

第12条 (略)

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員等に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年11月27日（金）午前10時開議

- 第1 諸般の報告  
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 請願第2号公共交通Nーバス有料化の中止に関する請願  
（請願の上程、紹介議員の説明）
- 第4 議案第69号から議案第76号長久手市高齢者生きがいセンターの指定  
管理者の指定についてまで及び請願第2号  
（議案等に対する質疑、委員会付託）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年11月30日(月)午前9時30分開議

- 第1 諸般の報告  
議案の提出について
- 第2 議案第77号  
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 発委第2号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月8日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

伊藤祐司	議員
田崎あきひさ	議員
岡崎つよし	議員
ささせ順子	議員
木村さゆり	議員
山田けんたろう	議員

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月9日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

野村ひろし 議員

大島令子 議員

石じまきよし 議員

川合保生 議員

加藤和男 議員

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年12月10日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

富田 えいじ 議員

なかじま和代 議員

わたなべさつ子 議員

伊藤 真規子 議員

さとうゆみ 議員

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第7号）

令和2年12月18日（金）午前10時開議

- 第1 議案第69号から議案第76号まで及び請願第2号  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）